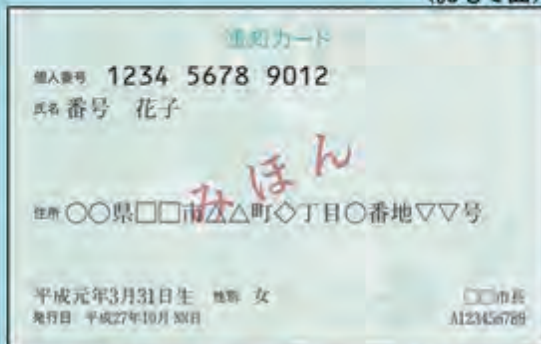


# Info. 引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

問町民生活課 戸籍住民係 内線2111~2113

○**住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、  
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など  
につながる**大切な手続き**です。

○住民の皆様を送付している **身分証明書となる**  
**マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」**  
(おもて面) (個人番号カード) (おもて面)



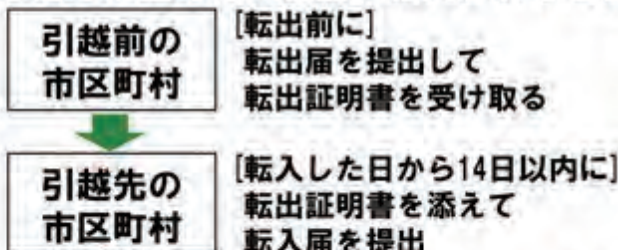
これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！  
(法律上の義務です)

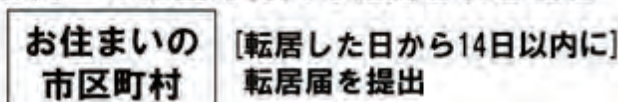
入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！ (転出届、転入届、転居届等) ◆マイナンバーの「通知カード」、  
「マイナンバーカード」、  
(個人番号カード)  
「住民基本台帳カード」  
の住所変更の届出も  
お忘れなく！

○他の市区町村に転出・転入される場合



○同一の市区町村内で転居される場合



(正当な理由がなく住民票の  
異動の届出をしない場合、  
5万円以下の過料に処され  
ることがあります。)

※詳しくは、役場町民生活課戸籍住民係へ  
お問い合わせください。

総務省  
Ministry of Internal Affairs  
and Communications